

東浦町飲食店創業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内で飲食店を創業した者（以下「創業者」という。）の経営基盤の強化及び事業の持続を支援し、もって町の商工業の発展に寄与することを目的とする東浦町飲食店創業支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 飲食店 統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる飲食店をいう。
- (2) 創業 法人にあっては法人税法（昭和40年3月31日号外法律第34号）第148条に規定する内国普通法人等の設立の届出を行い、新たに営利を目的とする事業（以下「営利事業」という。）を開始すること、個人事業主にあっては所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出を行い、新たに営利事業を開始することをいう。
- (3) 創業日 営利事業を開始した日をいう。
- (4) 事業所 飲食店を経営する店舗をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、創業者であり、次のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が適当でないと認めたときはこの限りではない。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であるもの
- (2) 町内に事業所を設置し、創業から5年継続して営業することが見込まれると町長が認めるもの
- (3) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明書を交付されたもの
- (4) 町税の滞納がないもの
- (5) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有していないもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による許可又は届出を要する事業を営んでいないもの
- (7) 他者又は他企業が行っていた事業を継承して事業を営んでいないもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、東浦町飲食店創業支援補助金認定申請書(様式第1)を、補助事業に着手する日の30日前までに、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 本人(法人にあっては代表者本人)が確認できる書類の写し
- (2) 東浦町商工会が内容を確認した創業事業計画書
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 申請は、創業につき1回限りとする。

(補助事業の認定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、認定の可否を決定し、通知書により申請者に通知するものとする。

(認定事業の変更等)

第7条 補助対象者は、創業日までの間に認定を受けた事業の内容に変更が生じたときは、あらかじめ東浦町飲食店創業支援補助金変更認定申請書(様式第2)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、認定の可否を決定し、通知書により申請者に通知するものとする。

3 補助対象者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに東浦町飲食店創業支援補助金認定事業中止・廃止届出書(様式第3)を町長に提出するものとする。

- (1) 認定を受けた事業を中止又は廃止するとき。
- (2) 第3条に規定する補助対象者の要件に該当しなくなったとき。

(認定の取消し等)

第8条 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当すると認めたときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する補助対象者ではないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助事業に認定を受けたとき。
- (3) その他町長が不相当と認めたとき。

(創業の開始)

第9条 補助事業者は、認定を受けた事業に係る創業をしたときは、東浦町飲食店創業支援補助金創業届出書(様式第4)を、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあっては、法人設立届出書の写し
- (2) 個人にあっては、個人事業の開廃業等届出書の写し

(交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象経費に係る最終の支払が完了した日から30日以内又は最終の支払が完了した日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、東浦町飲食店創業支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5)を、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 申請者概要書（様式第6）
- (2) 補助対象経費内訳書（様式第7）
- (3) 補助対象経費に係る支払を確認できる書類
- (4) 町税の未納がないことが確認できる書類
- (5) 事業を行うために必要な許認可、届出等
- (6) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明書の写し。ただし、交付申請時に当該証明書を取得していない場合は、東浦町飲食店創業支援補助金の申請に関する誓約書（様式第8）の提出をもってこれに代えることができるものとする。
- (7) ひがしうらReeBoneグルメ又は町内産の農畜産物を活用した商品の提供を行う事業所にあつては、当該事実が確認できることがわかる書類
- (8) その他町長が必要と認める書類
（交付決定及び額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による報告があつたときは、速やかに内容を審査し、交付決定の可否を決定し、通知書により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助対象者は、前条の規定による交付決定兼額の確定の通知を受けたときは、東浦町飲食店創業支援補助金請求書（様式第9）を、振込先の口座番号が確認できる書類の写しを添えて町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求があつたときは、補助対象者に補助金を交付するものとする。

（交付の取消し等）

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段で補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

（財産の処分の制限）

第14条 補助対象者は、補助対象事業により取得した財産を町長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項で定める制限の期間は、補助金の交付の日から5年とする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額	上限額
事業所新築改装費（内装工事費、外装工事費、設備工事費、サイン工事費等）	補助対象経費の2分の1（千円未満切捨て）	40万円
事業所賃借料（敷金、礼金、駐車場代、光熱水費、共益費等を除いた賃貸契約上の月額賃料）	補助対象経費の2分の1（千円未満切捨て）	月額5万円、契約月から6か月分まで
販促費（広告宣伝費、パンフレット作成費、ホームページ作成費等）	補助対象経費の2分の1（千円未満切捨て）	20万円
備品購入費（消耗品を除く。）	補助対象経費の2分の1（千円未満切捨て）	20万円

- 1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税に相当する額を除くものとする。
- 2 補助金の上限額は、70万円とする。ただし、事業所が次の各号に掲げる要件に該当する場合は、当該各号に定める額を加算するものとする。
 - （1）東浦町立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域における地域活性化施設に該当する場合 10万円
 - （2）空き家又は空き店舗を活用した事業所に該当する場合 10万円
 - （3）ひがしうらR e - B o n e グルメ又は町内産の農畜産物を活用した商品の提供を行う事業所に該当する場合 10万円
- 3 補助対象経費は、認定を受けた日以後に契約し、又は発注したものに限る。

様式第 1（第 5 条関係）

東浦町飲食店創業支援補助金認定申請書

年 月 日

東浦町長

住 所
氏 名
連絡先

東浦町飲食店創業支援補助金の認定を受けたいので、東浦町飲食店創業支援補助金
交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

様式第2（第7条関係）

東浦町飲食店創業支援補助金変更認定申請書

年 月 日

東浦町長

住 所
氏 名
連絡先

年 月 日付け 第 号で認定を受けた東浦町飲食店創業支援補助金について、下記のとおり創業事業計画を変更したいので、東浦町飲食店創業支援補助金交付要綱の規定により申請します。

記

1 計画変更の概要

変更前	変更後

2 計画変更の理由

3 補助対象資産の増減

変更前	変更後	差引増減
円	円	円

※総額や経費の内訳に変更が生じる場合に記載すること。

様式第3（第7条関係）

東浦町飲食店創業支援補助金認定事業中止・廃止届出書

年 月 日

東浦町長

住 所
氏 名
連絡先

年 月 日付け 第 号で認定を受けた事業について、下記理由により事業の中止・
廃止を行いますので、東浦町飲食店創業支援補助金交付要綱の規定により届け出ます。

記

理由

様式第4（第9条関係）

東浦町飲食店創業支援補助金創業届出書

年 月 日

東浦町長

住 所
法人名及び代表者氏名
(個人の場合は代表者氏名)
連絡先

年 月 日付け 第 号で認定を受けた事業について、創業をしたので、東浦町飲食店創業支援補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて届け出ます。

様式第5 (第10条関係)

東浦町飲食店創業支援補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

東浦町長

住 所
法人名及び代表者氏名
(個人の場合は代表者氏名)
連絡先

東浦町飲食店創業支援補助金の交付を受けたいので、東浦町飲食店創業支援補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 円（千円未満切捨て）

様式第6（第10条関係）

申請者概要書

【法人】

- 1 法人名
- 2 代表者氏名
- 3 事業所所在地
- 4 法人設立の日
- 5 事業内容

【個人事業主】

- 1 屋号
- 2 代表者氏名
- 3 事業所所在地
- 4 開業の日
- 5 事業内容

様式第 7 （第10条関係）

補助対象経費内訳

補助対象経費（※１）		金額(税抜)	申請額（※２）	
1	事業所新築改装費	円	上限：40万円	
			円	
2	事業所賃借料	円	上限：月額5万円（通算30万円）	
			月	月額円
			月	月額円
			月	月額円
			月	月額円
			月	月額円
			月	月額円
			月	月額円
			月	月額円
			月	月額円
			月	月額円
			月	月額円
			月	月額円
			通算	円
3	販促費	円	上限：20万円	
			円	
4	備品購入費	円	上限：20万円	
			円	
申請額合計			上限：70万円（※３）	
			円	

- ※1：認定を受けた日以後に契約し、又は発注したものに限る。
- ※2：金額（税抜）の2分の1（千円未満切捨て）
- ※3：東浦町立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域における地域活性化施設に該当する場合、空き家若しくは空き店舗を活用した事業所に該当する場合又はひがしうらR e－B o n e グルメ又は町内産の農畜産物を活用した商品の提供を行う事業所の場合は、それぞれ10万円を上乗せすることとする。

様式第 8（第10条関係）

東浦町飲食店創業支援補助金の申請に関する誓約書

東浦町飲食店創業支援補助金の申請に当たり、下記事項について誓約します。

記

交付申請日に属する年度の翌年度において、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けます。

住 所

氏 名

連絡先

様式第 9 （第12条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長

東浦町飲食店創業支援補助金請求書

東浦町飲食店創業支援補助金の交付を受けたいので、東浦町飲食店創業支援補助金
交付要綱の規定により、請求します。

記

1 請求額 金 円（千円未満切捨て）

2 振込先口座情報

金融機関名	支店名	種別	普通・当座
銀行 信用金庫 農協	本店 支店	口座番号	
		フリガナ	
		口座名義人	